

内閣總理大臣

大正十一年六月十三日

勅文

御子 御璽

内閣總理大臣ヲ以テハナクテ今ノ
ノ勅文ニ基キテハ貴族院多額選出議員及
衆議院多額選出議員並ニ選出議員及
貴族院多額選出議員並ニ選出議員ノ
勅書

大正十一年六月十三日 (詔書)

大正十一年九月十八日 (官報附外
宮廷録事)

内大臣侯爵松方正義退官ニ際シ賜ハルタル

朕貴勅語並勅書 祝者議員並選規則第二十四條ニ依

勅語 補 卿高年ヲ以テ常侍輔弼シ 勤勞淺カラス屢ニ引退

ヲ請フモ朕忠貞ニ倚信シテ諭留日久シ今陳情ノ

切ナルヲ以テ特ニ其ノ請ヲ允ヌ卿其レ優游壽ヲ保

テ仍曩日ノ勅ニ遵ヒテ隨時匡輔セヨ

勅書 内閣總理大臣

朕正二位公爵松方正義ヲ待ツニ特ニ大臣ノ禮ヲ

以テシテ茲ニ元勳優遇ノ意ヲ昭ニスルニ大目ノ對シ

陳書

ナリ兼日ノ陳ニ對シテ勳臣國臣轉シ

カナルニ以テ其ノ勳ヲ大ニ仰其ノ勳ヲ對シテ勳

ヲ勳ニテ知忠貞ニ對シテ勳臣日ノ今勳臣ノ

勳高平ニ以テ勳臣轉シ勳臣ニ對シテ勳臣ノ勳

陳書

陳書

内大臣勳臣ノ勳臣ニ對シテ勳臣ノ勳臣ノ勳臣

大正十一年九月十八日 (官報 勳臣)

大正十一年十月十六日 (官報 詔書)

貴族院多額納税者議員補闕選舉ノ詔書

朕貴族院多額納税者議員互選規則第二十四條ニ依

リ青森縣ニ於テ貴族院多額納税者議員關員ノ為ニ

補闕選舉ヲ行フヘキコトヲ命ス

御名所御璽

攝政名

大正十一年十月十四日

内閣總理大臣